

# 都市計画原案の閲覧と公聴会

都市計画道路である前橋駅通線駅前広場（JR前橋駅北口広場）の変更の原案がまとまりました。その概要についてお知らせします。今回は、JR前橋駅北口広場の拡張整備に伴い、左表のとおり都

利便性向上のために

都市計画道路の原案			
名称	変更区間	面積 (㎡)	
		変更前	変更後
3・2・1号 前橋駅通線	駅前広場 (北口広場)	約8,100㎡	約1万1,000㎡

問い合わせは  
 県都市計画課 ☎226-3654  
 市都市計画課 ☎898-6948

市計画の変更をするものです。

■原案の閲覧  
 日時 8月6日(金)～20日(金)の執務時間内

会場 県都市計画課、前橋土木事務所、市都市計画課

■公聴会

この原案に意見のある人は、公述人（公聴会で意見の発表を希望する人）として公聴会で意見を述べることが出来ます。

日時 8月31日(火)午後7時

会場 前橋プラザ元気21・51学習室

公述申出書の提出 公述人は、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・意見の要旨（400字以内）を書いた「公述申出書」を、8月20日（金）（必着）までに、県都市計画課へ郵送か直接

なお、期間中に「公述申出書」の提出がない場合は、公聴会の開催を中止し、開催予定日の1週間前までに県都市計画課と会場にその旨を掲示します。

傍聴の申し込み 当日会場へ直接

## 見つめ直そう 暮らしを支える道路

8月は「道路ふれあい月間」。また、8月10日は「道の日」です。道路は通行や輸送に使われるだけでなく、電気や電話のケーブル、上下水道やガスの供給管などが埋められている、わたしたちの暮らしに欠かせない生活基盤です。この機会に普段見過ごしがちな道路の機能や大切さをもう一度見直しましょう。

### ■人に優しい道づくりを推進

高齢者や障害者、子どもなど、すべての人たちが安心して通行できるよう、歩道の新設や段差解消を計画的に行っています。また、環境にも健康にも優しい地球温暖化対策として、自転車利用の促進に取り組みます。

問い合わせは  
 道路管理課 ☎898-6809、 東部建設事務所 ☎283-1109

### ■不法占用の禁止

道路をみんなが安全で快適に利用できるよう、一人一人が次の点を守ってください。

- ①商品や看板、自動販売機などを置かない。
- ②自転車やバイク、自動車を放置しない。
- ③道路にはみ出した樹木などはせん定する。
- ④エアコンの室外機を設置しない。
- ⑤宅地へ出入りするための鉄板や斜めのブロックを置かない。
- ⑥舗装工事完了後、原則3年間は掘り返さない。
- ⑦工事で足場を設置したり、出入りのための歩道や縁石の切り下げをしたりするときは、道路管理者の許可や承認を受ける。
- ⑧道路や水路に土砂がはみ出さないようにする。

## 特別児童扶養手当の届け出を忘れずに

所得状況届は8月12日～24日に提出を

特別児童扶養手当の受給資格者は、8月12日(木)から24日(火)までに市保健所内障害福祉課(大胡・宮城・粕川・富士見地区)の人は、それぞれを管轄する各支所へ所得状況届を提出してください。届け出がないと、8月以降の手当が受けられなくなります。

なお、障害児福祉手当を受給している人は、8月上旬に送付される現況届も提出してください。

対象=特別児童扶養手当受給資格者(支給停止者を含む全員)  
 必要な物=印鑑、手当証書(未返却の場合)

その他=ことし1月1日現在で市外に居住していた人は、その住所地の所得証明書が必要。また、前年の所得状況届提出時と状況が変わった場合(受給資格者と対象児童が、仕事や学校の

ため別居し始めたなど)は、別途書類が必要になることがあります。事前に相談してください

### ■受給対象者

要件を満たす人で、次の手当を申請していない人は、障害福祉課、大胡・宮城・粕川・富士見支所へ相談してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。①児童が障害を事由とする公的年金を受給している②児童が児童福祉施設に入所している③前年の所得が一定額以上である。

### ●特別児童扶養手当

対象=20歳未満の在宅重度心身障害児(身体障害者手帳1級～3級程度、療育手帳B1以上など)を養育している保護者

支給額(月額)=〈1級〉5万7500円〈2級〉3万3,800円

### ●障害児福祉手当

対象=20歳未満の在宅重度心身障害児(著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態)

支給額(月額)=1万4,380円

問い合わせは 障害福祉課 ☎220-5711

## 市営の立体駐車場など指定管理者を募集

来年度から次の施設を管理する指定管理者を募集します。申し込みをする法人が団体は事前に連絡し、説明会に出席してください。募集要項や申し込みは各担当課へ。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

施設名・説明会など=下表のとおり

募集要項の配布=8月2日(月)～31日(火)

問い合わせは 各担当課へ



城東町立体駐車場

指定管理者募集施設				
施設名	説明会		申し込み	担当課
	期日	会場		
市民文化会館、市民文化会館大胡分館	8月10日(火)	市民文化会館	8月2日(月)～9月15日(火)	文化国際課 (☎898-6522)
千代田町二丁目立体駐車場、5番街立体駐車場、城東町立体駐車場	8月11日(水)	前橋プラザ元気21	8月2日(月)～31日(火)	にぎわい商業課 (前橋プラザ元気21内☎210-2273)
粕川温泉元気ランド	8月20日(金)	粕川温泉元気ランド	8月2日(月)～9月15日(火)	公園管理事務所 (平和町一丁目☎210-2010)
みやぎふれあいの郷	8月23日(月)	みやぎふれあいの郷		介護高齢課 (☎898-6152)

## 地震に備えて 木造住宅を資格者が調査

耐震診断調査資格者が耐震診断を実施。地震に弱い部分や倒壊する可能性の有無を調べます。

対象住宅=次の条件をすべて満たす市内の木造住宅、先着70件。①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅か併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上)②平屋か2階建て③在来軸組工法で建築

費用=1,000円

用意する物=確認通知書か壁の位置が分かる平面図

申し込み=8月9日(月)～31日(火)に建築指導課(☎898-6752)へ直接

